

芳春院殿へ、よく心得御申候て可給候。其方も長々苦勞とぞんじ候。やがて上方きりなびけ、芳志ゆゑん殿御迎まいらせ候べく候。めで度し。

八月廿六日

村井ぶんど殿

参

（芳春院は當時質として江戸に在り。村井長頼之が從臣の長たり。）

九月三日。前田利長、黒田長政等に、軍狀を報す。

【黒田家文書】

二二三五

態飛脚を以申入候。仍今度濃州表爲御先手早々被成御越、岐阜表之仕合羽左・羽越（福島正則・細川忠興・加藤嘉明）・加左馬より申來候。誠に能仕合可申入様も無之候。がうと川口迄治少罷出候處、御兩人川を被越、彼人數被追崩、數多被討捕之旨御手柄共候。就其すゞニ佐和山表可被押寄儀、彌其分候哉、様子承度候。此表之儀、一兩日中ニ小松表急度可相働覺悟候。尙追々可申入候。恐々謹言。

（慶長五年）

九月三日

黒田甲州様

藤堂高虎

佐州様

御陣所

羽肥前守 利長 在判

九月五日。前田利長、在江戸の村井長頼に、大聖寺の戦勝を報じ、且利政の能登の兵を出さざるが故に出征の遷延せることを述ぶ。

【前田家文書】

二二三六

（金森長近）  
金法印よりひきやく給候。しうちやく申候。我等七月廿六日ニ小松おもてへはたらき候所ニ、ふしみのしろせめ申候由うけ給候間、八月一日ニ大せう寺へはたらき、ふしみのしろのたよりにもなり可申候かと存、三日に大せう寺へ取かけ、そくじニせめほし、山口おやこうちとり候。すなわち越前へはたらき可申と存候所ニ、ふしみのしろ一日ニおち申候由候。其上越後いつきおこり申由、久太よりちうしん候間、まづ人じゆううち入候て、おいさし

物つけなをし申候間、二三日中ニはたらき可申候と存候。  
（前田利長）  
孫四郎おんなども、上方ニ申ニつゝて、孫四郎色々の申分候て、  
（能登二居）  
（主へ之）  
中もしゆえことわり申候。なかばニさかいめへやがても出度候所ニ、かやうの事ニてはかゆかず候事、  
（天進）  
てんどうつき申かと存候。かやうの申ひらき、大ふへ申されず候事候間、われくのめいわくすいれう候べく候。左馬助などは、われくかたへ人じちを出し申候。其ほかの人もちも、大方人じちを出し申候。孫四郎かたよりわれくニ、色々さまくのふそくがましき事申候。此ひごろ、おとどひのなかにても、一人ならではなく候間、あらけなくいけんをひとつ申さず候間、をんなめこ上方ニ候つるとて、  
（妻子）  
がてんすまざる事申候。此よしかうしつへもよく申度候。  
（前田利家）  
大なごん殿より、色々せいしなどおもいたさせ候。其上かうしつなども、其方ニ御いり候間、一かどせいおも入候てよく候所ニ、かやうニふんべつちがい候事、われくしやわせあしきゆへ候。めこども上方ニは入候物ども、何ほど

も御入候。孫四郎も與人ニかわり、かうしつを急とニおき、其上われくしうニもおやニもち申候間、おんなめこらをすて候てくるしからぬ事候。おかしきしやわせ候。しかしながらせがれの事候間、くるしからぬ事、心やすかるべく候。大せう寺の事ニひきやくまいらせ候へば、  
（路次）  
ろじニとごころりあるまじく候し。

九月五日

村井長頼

ぶんど殿

参

九月八日。徳川家康、前田利長に、その軍狀を報じて出征を促す。

【拾遺温故遺文】

二二三七

三枝源三罷歸、其表之様子承令満足候。然者濃州一篇申付、大梯城ニ備前中納言、石田治部・嶋津・小西以下取籠置候得者、爲後詰敵罷出候所をく、留置候由申來付而、爲可討果以夜次日罷上候。殊大津宰相も罷歸、色を立候。其許早々御手合之儀尤存候。爲其申入候。恐々謹言。